

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------------|
| 9 | 富士市 個人住民税に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士市は個人住民税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税課税事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

富士市長

公表日

令和8年1月9日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---------------------------------------|---|
| ①事務の名称 | 個人住民税事務 |
| ②事務の概要 | <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士市では、個人住民税を賦課するにあたり、地方税法その他地方税に関する法律及び条例に基づき住民や給与支払者から給与支払報告書や申告書等の課税資料を提出していただき、それらをもとに住民の所得や控除等の情報把握をしている。 ・把握した情報をもとに税額を算出し、個人住民税の賦課決定を行い、通知する。賦課決定時または賦課決定した後においても、必要に応じ賦課更正を行い、公正・公平な賦課決定を行う。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税対象者情報の準備。 ・課税資料の受理。 ・他自治体への税務調査の実施、他自治体からの調査回答。 ・個人住民税の賦課決定・賦課更正、及び課税決定者、給与支払者、年金支払者へ税額の通知。 ・給与支払者等からの各種申請、届出書の受理。 ・住登外課税に伴う他自治体への通知。 ・個人住民税の減免申請書の受理及び承認または却下の決定並びにその通知。 ・他市課税者への資料回送。 |
| ③システムの名称 | <ul style="list-style-type: none"> ・MICJET MISALIO(宛名システム、個人住民税システム) ・申告支援システム ・番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) ・中間サーバ ・eLTAXシステム ・国税連携システム ・マイナポータル申請管理 |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| (1)宛名特定個人情報ファイル (2)個人住民税特定個人情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第1,2,3,4,5,7,11,33,15,20,37,42,48,57,58,59,63,64,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第48の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 富士市 財政部 市民税課 |
| ②所属長の役職名 | 市民税課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|--------------------------|--|
| 請求先 | 富士市 財政部 市民税課 417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 0545-55-2734 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 富士市 財政部 市民税課 417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 0545-55-2734 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 | []適用した |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [10万人以上30万人未満] |
| | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] |
| | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] |
| | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---------------------------|
| 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|--|
| [基礎項目評価書及び重点項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---------------------------------|--|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー取得の際には、申請者本人からのマイナンバー取得を徹底し、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。また、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスにおいて人手が介在する局面を最小限にとどめ、複数人で確認を行うなど人力的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 | |

| 9. 監査 | |
|---|---|
| 実施の有無 | [<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査 |
| 10. 従業員に対する教育・啓発 | |
| 従業員に対する教育・啓発 | <input type="checkbox"/> 十分に行っている] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <input type="checkbox"/>] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <input type="checkbox"/>] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|--|---|------|-------------|
| 平成29年4月1日 | 所属長 | 市民税課長 渡辺 正明 | 市民税課長 望月 信洋 | 事後 | 人事異動に伴う変更 |
| 平成30年8月13日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | (特定個人情報提供ができる根拠規定) 番号法第19条 別表第2 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) | (特定個人情報提供ができる根拠規定) 番号法第19条 別表第2 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) | 事後 | 法令等の改正に伴う変更 |
| 平成31年1月22日 | IVリスク対策 | | 追加 | 事後 | |
| 平成31年1月22日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 市民税課長 望月 信洋 | 市民税課長 | 事後 | |
| 令和2年12月25日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第1 16の項 | <ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表第1 16の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・16条 | 事後 | 記載内容の修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|--|--|------|-----------|
| 令和2年12月25日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の照会ができる根拠規定 番号法第19条 別表第2 ・特定個人情報提供ができる根拠規定 番号法第19条 別表第2 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、119の項) | <ul style="list-style-type: none"> ●番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)(別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」とある項(27の項) ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項 | 事後 | 記載内容の修正 |
| 令和2年12月25日 | II しきい値判断項目1. 対象人数いつの時点の計数か | 平成27年10月1日時点 | 令和2年12月1日時点 | 事後 | |
| 令和2年12月25日 | II しきい値判断項目2. 取扱者数いつの時点の計数か | 平成27年10月1日時点 | 令和2年12月1日時点 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|---|------|-------------|
| 令和3年9月1日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <p>●番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」とある項(27の項)</p> <p>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <p>上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項</p> | <p>●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」とある項(27の項)</p> <p>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <p>上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項</p> | 事後 | 法令等の改正に伴う変更 |
| 令和6年5月15日 | II しきい値判断項目1. 対象人数いつの時点の計数か | 令和2年12月1日時点 | 令和6年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和6年5月15日 | II しきい値判断項目2. 取扱者数いつの時点の計数か | 令和2年12月1日時点 | 令和6年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和7年5月26日 | I -3 | <p>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第9条第1項別表第1 16の項</p> <p>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)</p> <p>・16条</p> | <p>・番号法第9条第1項 別表第24の項</p> <p>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p> | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-----------------------------|--|---|------|-----------|
| 令和7年5月26日 | I-4-② | <p>●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」とある項(27の項)</p> <p>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <p>上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項</p> | <p>(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第 1,2,3,4,5,7,11,33,15,20,37,42,48,57,58,59,63,64,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106, 108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,1 67,168,169,170,171,172,173の項</p> <p>(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第48の項</p> | 事後 | |
| 令和7年5月26日 | II しきい値判断項目1. 対象人数いつの時点の計数か | 令和6年4月1日時点 | 令和7年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和7年5月26日 | II しきい値判断項目2. 取扱者数いつの時点の計数か | 令和6年4月1日時点 | 令和7年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和7年5月26日 | IVリスク対策8、11 | | 項目の追加 8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | 事後 | 様式変更によるもの |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|-------------------------------|---|---|------|----------------|
| 令和8年1月9日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | <ul style="list-style-type: none"> ・MICJET MISALIO(宛名システム、個人住民税システム) ・申告支援システム ・番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) ・中間サーバー ・eLTAX審査システム ・国税連携システム | <ul style="list-style-type: none"> ・MICJET MISALIO(宛名システム、個人住民税システム) ・申告支援システム ・番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) ・中間サーバー ・eLTAXシステム ・国税連携システム ・マイナポータル申請管理 | 事前 | 個人住民税の電子化に伴う変更 |
| | | | | | |